

東京農工大学大学院農学研究院運営規則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則 (農学研究院副院長) 第3条 (略) 2 副院長を1名置き、農学研究院の教育研究評議員をもって <u>充てる。</u></p>	<p>本則 (農学研究院副院長) 第3条 (略) 2 副院長は、農学研究院を本務とする国立大学法人東京農工大 <u>学教育研究評議会規程第3条第1項第5号に規定する教育研究</u> <u>評議員の中から</u>研究院長が指名する。</p>	

附 則(平成29年4月1日農規則第3号)

この規則は、平成29年4月17日から施行し、平成29年4月1日から適用する。